

扶桑町議会報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和7年10月14日

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬

武

記

1. 事故発生日時 令和7年6月3日 午後1時35分頃

2. 事故発生場所 柏森小学校 [REDACTED]

3. 当事者 甲 扶桑町

乙 個人 [REDACTED]

4. 事故の概要

乙の子が、清掃活動時間中に、教室に接する廊下にて床清掃を行っていたところ同時に教室内から窓ガラスの拭き掃除を行っていた児童の力が加わり、窓本体が落下し、乙の子の頭部にあたり負傷したものである。

5. 損害賠償額 20,732円